名古屋市文化のみち橦木館飲食等活用事業者募集要項

1　募集の概要

名古屋市文化のみち橦木館飲食等活用事業者（以下「事業者」という。）を募集します。応募を希望される方は、この募集要項をよくお読みになり、各事項をご了承の上でお申し込みください。

なお、事業者には名古屋市文化のみち橦木館（以下「橦木館」という。）の設置目的を十分に理解して頂くとともに、活用事業の企画にあたっては、次の基本方針を踏まえたものとしてください。

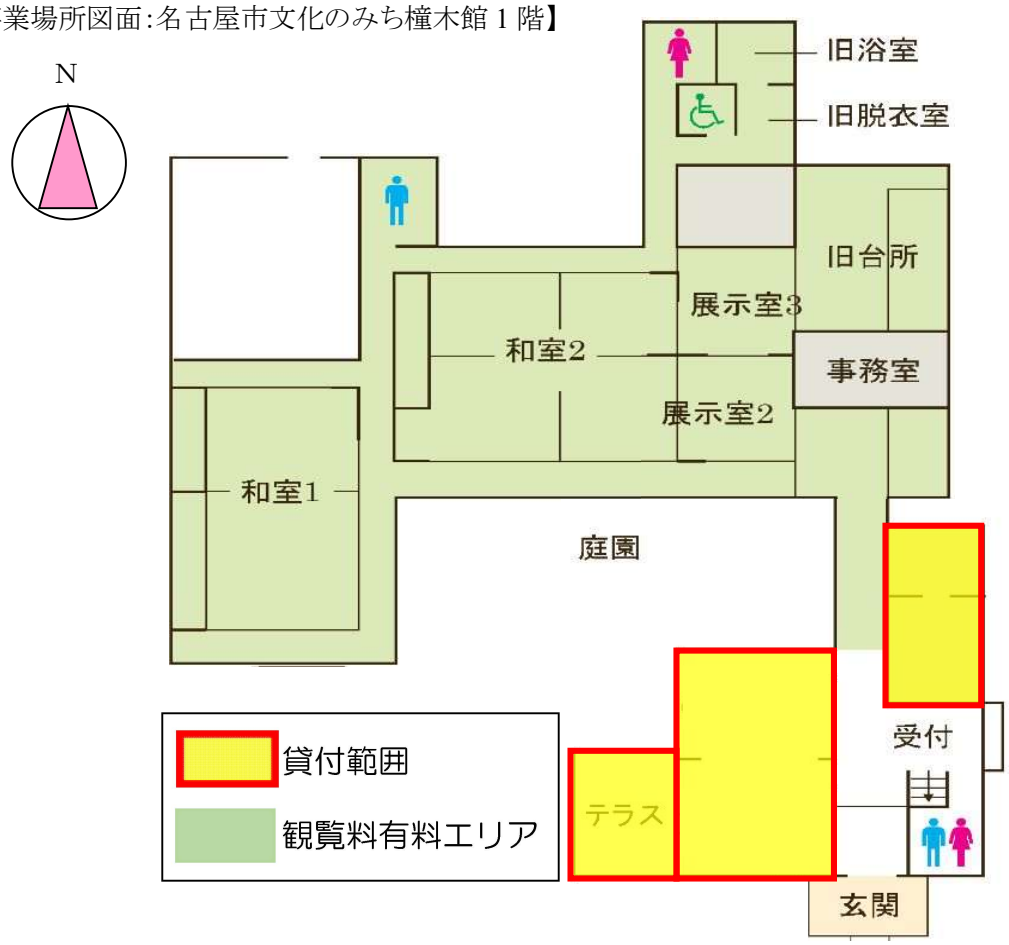
活用事業の基本方針

1　橦木館が歴史ある建築遺産であることにかんがみ、その雰囲気と調和したものであること。
2　橦木館により多くの人々が親しみと愛着をもつことができるような運営とすること。
3　橦木館指定管理者と連絡調整等を行い、円滑な運営とすること。

(1) 貸付物件

所在地	貸付面積	月額最低貸付料
名古屋市東区橦木町２丁目 18 番地 名古屋市文化のみち橦木館　洋館１階	66.2 ㎡ ※以下図面太枠部分	40,500 円 （税込）

【事業場所図面:名古屋市文化のみち橦木館１階】



(2) 用　途

飲食の提供を中心に、物販、展示など、事業者に応募する者（以下「提案者」という。）が提案する内容。飲食の提供は必須とする。

(3) 貸付期間

令和9年4月1日から令和15年3月31日まで（6年間）

※ 借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に定める定期建物賃貸借契約によるものとし、貸付期間の更新は行いません。

※ この期間には、事業の終了に伴う原状回復に要する期間を含みます。

(4) 貸付料等

上記(1)の表中に記載する月額最低貸付料 40,500 円(税込)以上で提案者が提案した金額となります。また、契約と同時に貸付料月額（提案金額）の6月分を契約保証金として納付していただきます。契約保証金については、契約内容に従った履行終了後に返金します。

契約期間中の貸付料の変更は行わないものとします。ただし、貸付料が土地の価格の上昇若しくは下落、その他経済事情の変動により、又は周辺の建物の貸付料等に比較して著しく乖離した場合には、名古屋市（以下「市」という。）と提案者の協議により見直しを行うことができるものとします。

(5) スケジュール（予定）

区分	期間等
募集要項配付	令和8年11月2日（月）～令和8年12月7日（月）
募集に関する質問受付	令和8年11月2日（月）～令和8年11月13日（金）
質問に対する回答	令和8年11月18日（水）
提案書類受付	令和8年12月1日（火）～令和8年12月7日（月）
評価委員による ヒアリング審査	令和9年1月20日（水）
出店者の決定通知	令和9年1月下旬～2月上旬
貸付契約締結※	令和9年3月
貸付開始	令和9年4月1日
営業開始	令和9年4月上旬

※ 貸付契約は令和9年度予算の成立をもって有効となります。

2　応募の資格

(1) 提案者は、募集要項に定める内容及び条件を十分理解し、飲食事業の営業を担うのに必要な経営・管理・運営実績及び信用を備えた個人、経営状態が健全な法人又は複数の法人を構成員として構成される共同事業体(以下「グループ」という。)であって、次の要件を満たすこととします。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

イ　施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過

しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止(以下「指名停止」という。）を受けているものを除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

エ　民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

オ　中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)、商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に参加しようとしない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本件に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本件に参加することができる。

カ　公募開始の日から事業者決定の日までにおいて、指名停止の期間がない者（競争入札参加資格を有しない者にあっては指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者）であること。

キ　公募開始の日から事業者決定の日までにおいて、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

ク　国税、地方税を滞納していない者であること（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）。

(2) グループにより提案する場合の条件

ア　グループの構成員の中から代表者を定めること。

イ　申請したグループの構成員は、他のグループの構成員として、又は単独で申請することはできません。他のグループの構成員として、又は単独で申請をした場合は、当該構成員を一員とするグループ及び単独での申請の双方を無効とします。

ウ　グループの構成員は上記(1)のアからクまでの要件を満たすこと。

エ　グループの名称、グループを構成する構成員及び代表者の氏名・所在地、グループの成立期間、代表者及び構成員の責任分担、代表者に委任する事項等について定めた覚書又は協定書を構成員間で締結し、企画提案書に添えて提出すること。

オ　グループとして事業者に選定された場合、選定されてから契約期間が終了するま

での間、グループの代表者及び構成員の変更は、原則として認めません。

３　募集要項・仕様書の配付

(1) 配付期間

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 12 月７日（月）まで

※ 名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

トップページ ＞ 事業者向け情報 ＞ 事業者向けの募集情報 ＞ 事業者向けのその他の募集 ＞ 観光文化交流局からのお知らせ ＞ 名古屋市文化のみち橦木館飲食等活用事業者を募集します

https://www.city.nagoya.jp/jigyou/boshu/1014251/1014259/1054653.html

４　提案書類

(1) 企画提案書類

提案書類は、A4 サイズ縦長、横書きとします。なお、応募に際しては、提案者は、本要項及び「名古屋市文化のみち橦木館飲食等活用事業者募集に係る仕様書」の記載内容を了承した上で、提案書類を提出したものとみなします。

区分	内　容	備　考
様式１	企画提案書	グループ申請の場合、「申請者」の名称はグループを代表する構成員の名称を、「提案者」欄の名称はグループの名称を記載
様式２	誓約書	グループ申請の場合、構成員すべて連名で記載
様式３	管理運営の実績を証する書類	
様式４	提案書（１～６）	

(2) 関係書類（様式の指定がないものは、任意様式です。）

ア　定款の写し及び登記事項証明書

※ 登記事項証明書とは現在事項全部証明書を指します。

※ グループ申請の場合は構成員各々が提出してください。

イ　以下、すべての納税証明書（直近の決算終了年度から３年間）

・法人税
・法人道府県民税（法人都民税を含む）
・法人市町村民税
・固定資産税
・消費税及び地方消費税
・代表者の納税証明書（個人の場合のみ。滞納がない旨の証明でも可。）

ウ　直近の決算終了年度から３年間の財務諸表等

以下の表で「〇」となっている書類を提出してください。

区分	株式会社	社団・財団法人	NPO 法人	事業協同組合等	個　人
貸借対照表	○	○	○	○	
損益計算書	○	○		○	
販売費及び一般管理費明細書	○				
株主資本等変動計算書	○				
個別注記表	○				
収支計算書・収支計算書に対する注記		○			○
財務諸表に対する注記・財務諸表の注記		○	○	○	
活動計算書			○		
確定申告書の写し					○
直前期末従業員等の状況（様式 5）	○	○	○	○	○
財務状況表（様式 6）	○	○	○	○	○

エ　その他従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等団体の概要がわかるもの（会社概要等）（グループ提案の場合は構成員各々が提出すること。）

オ　グループにおける代表者の選出及び事業分担等に関する協定書（グループにより申請する場合のみ提出すること。）

カ　「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）（平成 20 年 1 月 28 日付け　名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく愛知県警察本部への照会のための資料「名古屋市文化のみち撞木館飲食等活用事業者応募団体代表者等名簿」（様式 7）（以下「県警資料」という。）及び上記名簿の内容を入力した Excel データ（様式 7 別添）

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部に加え、正本を PDF 化したものと様式 7 別添の Excel データを格納した CD-ROM を 1 枚提出してください。

ただし、県警資料及び納税証明書については、コピーは不要です。

(4) 提案書類作成・提出にあたっての注意

ア　提案書類作成

(ｱ) 本文の文字サイズは 10.5pt 以上としてください。

(ｲ) 枠や色の使用は制限しませんが、読みやすさを損ねることのない範囲での使用としてください。

イ　提案書類提出

提出の際は１部ごとに、以下の順序でダブルクリップで左上を綴じたうえ、インデックス（下線部参照）をすべてに付けてください。

なお、県警資料については、ダブルクリップで綴じず、別途持参してください。

＜順　序＞

①企画提案書(様式 1)

②誓約書(様式 2)

③協定書等(グループで申請する場合のみ、構成員間で締結する協定書等を添付)

④様式３及び様式４(4-1～4-6)

⑤登記事項証明書等(上記「４(2)ア」に示す現在事項全部証明書)

⑥納税証明書(正本にのみ添付)

⑦財務諸表

⑧様式５及び様式６

⑨その他

(5) フランチャイズ契約により応募する場合の注意点

ア　応募者及び契約者は加盟店とします。

イ　フランチャイズ本部（以下、「本部」という。）から使用許諾を受けた商標に係るノウハウ、実績等は本部のものも評価対象としますが、財務状況の評価は運営事業者である加盟店のものを対象とします。したがって、４(2)に示した関係書類は加盟店のものを使用し、４(1)の様式３及び４(2)のエについては、本部のものと加盟店のものを両方提出してください。

ウ　参加資格は応募者である加盟店側にある必要があります。

エ　運営権利の第三者への移譲や転賃は認めません。そのため、本部が応募し、審査を受けたにも関わらず、加盟店が契約者であること、又は本部が契約締結したが実際の運営は加盟店が行うことなどは認められません。

(6) 提出方法

持参のみとし、その他の方法は無効とします。

(7) 提出場所

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進課

〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号　名古屋市役所本庁舎５階

電話：052-972-2779

(8) 受付期間

令和８年 12 月１日（火）午前９時から令和８年 12 月７日（月）午後５時まで

※ 提出しようとする日の２日前（当該日が土日祝日の場合は、直前の平日）までに、電話にて予約の上、来庁してください。

※ 予約受付は、平日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とし、予約なく来庁された場合は、受付しません。

(9) 提案書類の不備

提出時に市が書類確認をした結果、不備があり、提案書類の修正・追加の必要があると判断した場合にも、上記(8)の受付期間内で対応していただきます。なお、再来庁の日時は市が指定します。対応できなかった場合、その提案書類は受理せず、提出はなかったものとして取り扱います。

(10) 提出された企画提案書等の取り扱い

ア　著作権は提案者に帰属することとします。ただし、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合、市は企画提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとします。

イ　提出された企画提案書等は、事業候補者の選定以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。

ウ　提出された企画提案書等は返却しません。

エ　企画提案書等に含まれる著作権・特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者に負っていただきます。

５　質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア　受付期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月13日（金）まで

イ　提出様式

別紙1「質問票」

ウ　提出先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進課

エ　提出方法

電子メール（a2779@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp）

又はFAX（052-972-4128）

※質問を受け付けた旨の連絡は致しませんので、電子メールを送信される際は、開封確認設定を行う等、提案者方で受信確認を行ってください。電子メールの送受信にかかるトラブル等については、市はその責任を負いません。

(2) 質問の回答

令和8年11月18日（水）に、名古屋市公式ウェブサイトで公表します。なお、回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。

６　審査方法

(1) 評価委員

提案者からの提案書類の審査は、「名古屋市文化のみち橦木館飲食等活用事業者評価委員」（以下「評価委員」という。）が行います。なお、評価委員が提案者と利害関係を有する場合など、公正な評価の妨げになる可能性がある場合は、当該委員はすべての提案者にかかる審査に参加できないこととします。

(2) 評価委員への接触の禁止等

募集要項配付日から、最優秀提案及び次点提案選定前までに、本件について、評価委員に対し接触を行った提案者は、失格となることがあります。

また、募集要項配付日から最優秀提案者決定通知日までは、提案者に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関する問合せには回答できません。

(3) 審査手続き

ア　提案者から企画提案内容についてプレゼンテーションを行っていただいた後、評価委員から提案者に対するヒアリングを実施します。

全提案者の審査終了後、最優秀提案者及び次点提案者を決定し、最優秀提案者を事業候補者、次点提案者を次点候補者として選定します。なお、評価の結果によっては、最優秀提案者、次点提案者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。また、提案者が 1 者であっても、本募集は成立するものとします。

イ　審査の開催日時等詳細につきましては、提案者(グループの場合は代表団体)に後日連絡します。

(4) 評価の基準

ア　評価委員は、提案書類の内容及びヒアリングの結果を基に、別紙 2「評価基準」に従って審査を行い採点します。

イ　提案者の提案貸付料が、「１（１）貸付物件」や「１(４)貸付料等」に示す月額最低貸付料に満たない場合は失格となります。

ウ　最低基準点を満点の 5 割とし、最低基準点以上の得点を得た提案者の中から、合計点の最も高かった者を最優秀提案者、2 番目に高かった者を次点提案者とします。

合計点が同点となった場合は、高い得点を採点した委員数が多い提案者とします。それでもなお同点となった場合は、当該提案者のうちで、各評価項目で最も高い得点を得た項目の数が最も多い提案者を最優秀提案者とします。それでも更に同点となった場合は、抽選で決するものとし、抽選の方法は評価委員が話し合いで定めます。

(5) 審査結果の公表

審査結果は、すべての提案者に書面によりお知らせするほか、名古屋市公式ウェブサイトで公表します。なお公表内容には、すべての提案者の名称、総得点を含みます。

7　その他提案にあたっての留意事項

(1) 提案は 1 提案者につき 1 つのみとし、複数の提案はできません。

(2) 提案書の内容に関して、各種関係法令による規制等が存在する場合は、提案者の責任及び費用負担により、解決した上で申請してください。

(3) 提案の際に要する一切の費用は、提案者の負担とします。

(4) 本要項の定めに従わない提案については、受理しません。

(5) 提案書類の内容を提出期限後に変更することはできません。また、提出された提案書類は理由の如何を問わず返却しません。

(6) 提案書類は名古屋市情報公開条例(平成 12 年名古屋市条例第 65 号)に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部又は一部を公表します。

(7) 提案書類提出の日から審査結果の公表までの間に「２　応募の資格」に列挙する各要件を満たさなくなった場合、その者を失格とします。
(8) 提案書類の内容については、原則、実際の営業に反映していただきますが、制約がある場合はそのまま実施できない場合があります。また、決定後、協議により提案を一部変更していただくことがあります。
(9) 提案後に辞退する場合は、必ず書面により申し出てください（様式不問）。
(10) 提案書類に虚偽の記載があった場合又は申請に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。
(11) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。当該追加書類についても、上記「４（10）提出された企画提案書等の取り扱い」の定めが適用されます。
(12) 提案者が評価委員及び本市職員に対し、当該選定に関し接触した事実が認められた場合には失格となる場合があります。
(13) 特別の定めがある場合を除き、提案書類に使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位はメートル法とします。
(14) 提案者が市から受領した書類やデータは、市の了解なく公表又は使用してはいけません。

８　暴力団関係事業者の排除

(1) 排除要請による提案受理・選定の取り消し及び貸付契約の解除

市は、事業者の選定にあたり、暴力団関係事業者を排除しており、合意書に基づき、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。その結果、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には原則として提案の受理の取り消しを行います。なお、上記照会回答時点において排除要請がなかった場合でも、その後審査期間中に排除要請があった場合は同様の措置とし、事業候補者・次点候補者として決定後に排除要請があった場合は当該提案者にかかる選定の取り消し、貸付契約締結後に排除要請があった場合は貸付契約の解除を行います。

(2) 損害賠償責任

ア　愛知県警察本部長からの排除要請による提案受理・選定の取り消し及び貸付契約の解除により、市又は第三者に損害を与えたと認められる場合は、当該提案者・候補者・出店者は市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償するものとします。

イ　上記アにより発生した損害について、市が第三者に対し賠償を行った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を当該提案者・候補者・事業者に対して請求します。

９　問い合わせ先

名古屋市 観光文化交流局 文化歴史まちづくり部 歴史まちづくり推進課
〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号　名古屋市役所本庁舎５階

電話番号：052-972-2779　　FAX 番号：052-972-4128
電子メールアドレス　a2779@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

別紙１

質　　問　　票

令和　　年　　月　　日

団 体 名

所 在 地

担当者(フリガナ)氏名

所属・職名

電 話 番 号

ファクシミリ番号

名古屋市文化のみち橦木館飲食等活用事業者募集について、下記のとおり質問事項を提出します。

項 目	（公募書類又は資料名・ページ・項目）
内 容	

注１　質問事項は、本様式１枚につき１問とし、簡潔に記載してください。

注２　電子メールに添付して送付される際、開封確認等で受信を確認してください。

別紙２

名古屋市文化のみち橦木館飲食等活用事業者評価基準

評価項目	評価内容	評価の視点	配点
(1)事業性	ア 事業規模・実績	・営業規模や事業実績は十分か	5　点
	小　　計		5　点
(2)コンセプト	ア 営業コンセプト	・基本方針に沿った魅力的なコンセプトとなっているか	10　点
	小　　計		10　点
(3)収益性	ア 月額賃付料	・最も高い月額賃付料を提案した提案者に5点を付与。(最も高い月額賃付料を提案した提案者が複数いた場合は、すべてに5点を付与)他の提案者については、以下の数式により算出した得点(小数点以下切下げ)を付与。 $\frac{\text{提案月額賃付料}}{\text{最高月額賃付料}} \times 5$	5　点
	小　　計		5　点
(4)営業計画	ア 営業時間	・利用者等に配慮した適切な営業時間となっているか	5　点
	イ 営業日	・文化のみち橦木館の開館日が考慮されているか。	5　点
	小　　計		10　点
(5)サービス内容	ア 提供内容	・様々な方にご利用頂ける魅力的な内容となっているか	10　点
	イ 価格提案	・適正な価格設定となっているか。	5　点
	小　　計		15　点
(6)運営力	ア 経営計画	・経営計画は無理なく妥当なものとなっているか。	10　点
	イ 運営体制	・責任者、従業員数など人員配置体制は適正か。 ・スタッフの資格、経歴、実績で優れた人員の配置があるか。	5　点
	ウ 衛生管理	・衛生管理は一般的な手法に加え、工夫があるか。 ・食の安全への配慮が感じられるか。	5　点
	小　　計		20　点
(7)その他	ア 意　欲	・創意工夫が感じられるか。	20　点
	小　　計		20　点
(8)財務状況	ア 安定性	・経営は安定しているか。 ・契約期間中の継続営業の可能性があるか。	10　点
	イ 収益性	・利益獲得能力、効率性は健全か。	5　点
	小　　計		15　点
	合　　計		100　点

採点の考え方

配点	採　点　基　準				
	大変良い	良い	普通	あまり良くない	良くない
20 点	20 点	16 点	12 点	8 点	4 点
10 点	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
5 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

【様式１】

名古屋市文化のみち橦木館飲食等活用事業者募集に係る企画提案書

令和　　年　　月　　日

（あて先）名古屋市長

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

「名古屋市文化のみち橦木館飲食等活用事業者募集要項」を十分理解し、内容について承諾の上、下記のとおり応募します。

記

提案者	名　称（フリガナ）				
	所在地	電話番号（　　）　－			
	代表者	氏　名（フリガナ）		職　名	
		住　所	電話番号（　　）　－		

担当者及び連絡先	部署名	
	職・氏名	
	電話番号	
	ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	
	電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	

【様式２】

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

（あて先）名古屋市長

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

名古屋市が実施する「名古屋市文化のみち橦木館飲食等活用事業者募集」に係る提案に際して、募集要項に定める欠格事項に該当しないこと及び提案書類の記載事項並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

【様式３】

管理運営の実績を証する書類

商号又は名称	
所　在　地	
代表者氏名	
管理運営実績	
施設名称	
施設所有者名	
施設所在地	
店舗等概要	【入店施設の概要や店舗周辺の状況、店舗面積、店舗の特徴などを記入してください】
供用開始日	
運営期間	年　月　～　年　月　ヶ月

※複数の実績がある場合は、追加して作成してください。

【様式４－１】

提案書（コンセプト）

【活用事業のコンセプト及び特徴を記入してください】

※A4 片面１枚で作成してください。

【様式４－２】

提案書（提案貸付料・スケジュール等）

【提案貸付料（固定額）】

月額貸付料（円／月）（税込額）						
百万	拾万	万	千	百	拾	円

【営業時間、営業日を記入してください】

【事業準備開始日を記入してください（令和９年４月１日以降の日付を記入してください）】

【事業準備開始日から事業開始までのスケジュールを記入してください】

【様式４－３】

提案書（主なメニュー・サービス設定）

１　主なメニュー（飲食）

メニュー	特　　徴	価格(円)	予想売上高 構成比(%)

※必要に応じて行・頁を増やしてください。

２　主なサービス内容（飲食以外）

提 供 内 容	特　　徴	価格(円)	予想売上高 構成比(%)

※必要に応じて行・頁を増やしてください。該当がなければ記載不要。

【様式４－４】

提案書（経営計画）

１　必要な資金と調達の方法

必要な資金（項目別）	金額(千円)	調達の方法	金額(千円)
什器・備品費		手持ち資金	
その他（　　）		借入金	
		その他（　　）	
合　　計		合　　計	

２　借入金及びその返済方法

借入先	借入金（千円）	返済方法	年利率（%）	月額平均利息（円）	全額返済予定年月

３　開業後の収支見通し（月平均）

	開業当初	黒字転換後（　年　月頃）	摘　　要
売上高　　①	千円	千円	
売上原価　　②	千円	千円	
売上総利益①－②＝③	千円	千円	
営業費用　　④	千円	千円	
賃借料	千円	千円	提案賃借料
水道光熱費	千円	千円	
人件費	千円	千円	
保険料	千円	千円	
支払利息	千円	千円	
その他費用	千円	千円	上記以外の営業費用（本社経費等）
月次損益　③－④＝⑤	千円	千円	

【様式４－５】

提案書（運営体制）

【配置するスタッフについて記入してください。】

役職名 ※1	人数	資格、経歴、実績等	経験年数	雇用形態 ※2
責任者				

※必要に応じて行を増やしてください。
※1：本事業における役職名を記入してください。
※2：正社員、パート、アルバイト等の雇用形態を記入してください。

【衛生管理体制について記入してください】

【様式４－６】

提案書（その他）

【その他活用事業に関する提案やＰＲしたい事項等を記入してください】

※A4 片面２枚以内で作成してください。

【様式５】

直前期末従業員等の状況

（単位：人）

区　　分	人　　数
常 勤 役 員	
非常勤役員	
正　職　員	
非常勤職員	
そ　の　他	
合　　計	

【様式６】

財　務　状　況　表

項目	単位	年度	年度	年度
売上高　①	千円			
営業利益　②	千円			
経常利益　③	千円			
当期利益(税引後)	千円			
売上高営業利益率　②／①　× 100	%	――― × 100 ＝	――― × 100 ＝	――― × 100 ＝
総資産	千円			
純資産	千円			
流動比率　$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$ × 100	%	――― × 100 ＝	――― × 100 ＝	――― × 100 ＝
自己資本比率　$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$ × 100	%	――― × 100 ＝	――― × 100 ＝	――― × 100 ＝

※直近の3か年について記入してください。

※売上高等の金額については千円未満を四捨五入した数値で、売上高営業利益率等の割合については小数点以下第二位を四捨五入して記入してください。

※公益法人等の場合は、財務諸表の当該項目による。

【様式７】（愛知県警察本部提出資料）

令和　　年　　月　　日

（あて先）名古屋市長

（所在地）
（商号又は名称）
（代表者等職氏名）

名古屋市文化のみち橦木館飲食等活用事業応募団体　代表者等名簿

名古屋市文化のみち橦木館飲食等活用事業応募団体の名称、代表者等の役職者名等は、下記の通りで相違ありません。

記

商号又は名称	
所　在　地	

役　職　名	フリガナ 氏　　名	性別	生年月日	住　　所

留意事項

・この名簿には、代表者、団体内における対象施設の管理運営に係る責任者（非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者）について記入してください。

・本様式は、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除措置対象法人等であるか否かの確認をするため、愛知県警察本部への照会に使用します。

【様式７ 別添】

ｼﾒｲ	氏名	和暦	年	月	日	性別	住所	法人名・役職

【様式7 別添】(記載例)

ｼﾒｲ	氏名	和暦	年	月	日	性別	住所	法人名・役職
ﾅｺﾞﾔ ﾀﾛｳ	名古屋　太郎	S	40	03	04	M	愛知県名古屋	㈱〇〇建設、専務取
ｱｲﾁ ﾊﾅｺ	愛知　花子	S	41	11	18	F	愛知県春日井	〃　常務取
ｻﾞｲﾑ ﾀﾛｳ	財務　太郎	S	40	01	01	M	東京都豊島区	
ﾕｳｺｳ ｶﾂﾖｳ	雄幸　活要	S	41	12	31	F	京都市中京区	㈲△△土建　代表取

(補足説明)

愛知県警察本部に対し照会を行う場合には、照会対象者の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別を入力したエクセルデータを記録したCD－Rにより行います。

なお、エクセルデータについては、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(大正はT、昭和はS、平成はHで大文字半角とし、数字は2桁半角)、性別(大文字半角で男性はM、女性はF)を入力し、照会を行います。一部でも全角や半角に違いがあると、照会できなくなります。

書面と併せて提出する際は、エクセルデータの入力につき、「住所」及び「法人名・役職」は省くことができます。

照会はエクセルシートにて行います。その他(ワード等)では、照会できませんので、ご注意ください。